

# 大田区子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」ワークシート

<b>事業名</b>	<b>1 幼稚園</b>
------------	--------------

**事業の概要**

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため良好な環境を与えて、その心身の成長を促すことを目的としています。  
大田区内に48園あり、すべて私立幼稚園です。

**現状分析**

平成30年度は、平成27年度に比較して利用人数が706人減少しています。  
一方、平成30年度実施のアンケート調査によると、「希望する教育・保育事業のうち、もっとも利用したいと考えるのは「幼稚園」ですか」という問いに対し、「はい」と回答した割合は59.2%であり、幼稚園の利用希望が高いことが分かります。

**ニーズ量推計の考え方**

利用人数実績は年々減少傾向で推移している一方、アンケート調査からは、幼稚園等の幼児教育を利用したいという結果が多くみられ、幼児教育自体の需要は高いことが推測されます。  
一方、女性就業率の上昇等により、実態としては、長時間預かることのできる保育所を利用するニーズは高いまま継続すると推測されます。  
しかし、本年10月より幼児教育・保育の無償化が予定されており、このことが来年度以降の幼稚園利用に影響を与えることが想定され、現時点でのニーズ量推計は、見送ることとしました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です

**事業量の実績と見込み（※見込みは暫定値）**

※数値は暫定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(※1)	検討中				
2号認定(※2)					
計					

(※1) 保育の必要性の認定区分における3歳以上の教育認定  
(※2) 保育の必要性の認定区分における3歳以上の保育認定のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

**確保方策**

※検討中です

**事業名** 2 認可保育所、特定地域型保育事業、区独自保育事業

**事業の概要**

認可保育所は、保護者の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に、養護と教育を一体的に提供し、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉法に基づく東京都の認可を受けた施設です。

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、区が認可の基準を定めた小規模保育所や事業所内保育所等で行う保育事業です。

その他、認証保育所や、家庭福祉員（保育ママ）、定期利用保育事業などの大田区が独自に支援する保育事業を実施しています。

**現状分析**

平成 30 年度実施のアンケート調査によると、利用している事業は、「認可保育園」の割合が 48.5%と最も高く、平成 25 年度調査と比較すると、「認可保育園」の割合が増加しています。（H25：40.5%）

また、母親の就労状況は平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています（H25：24.4%→H30：30.8%）。

**ニーズ量推計の考え方**

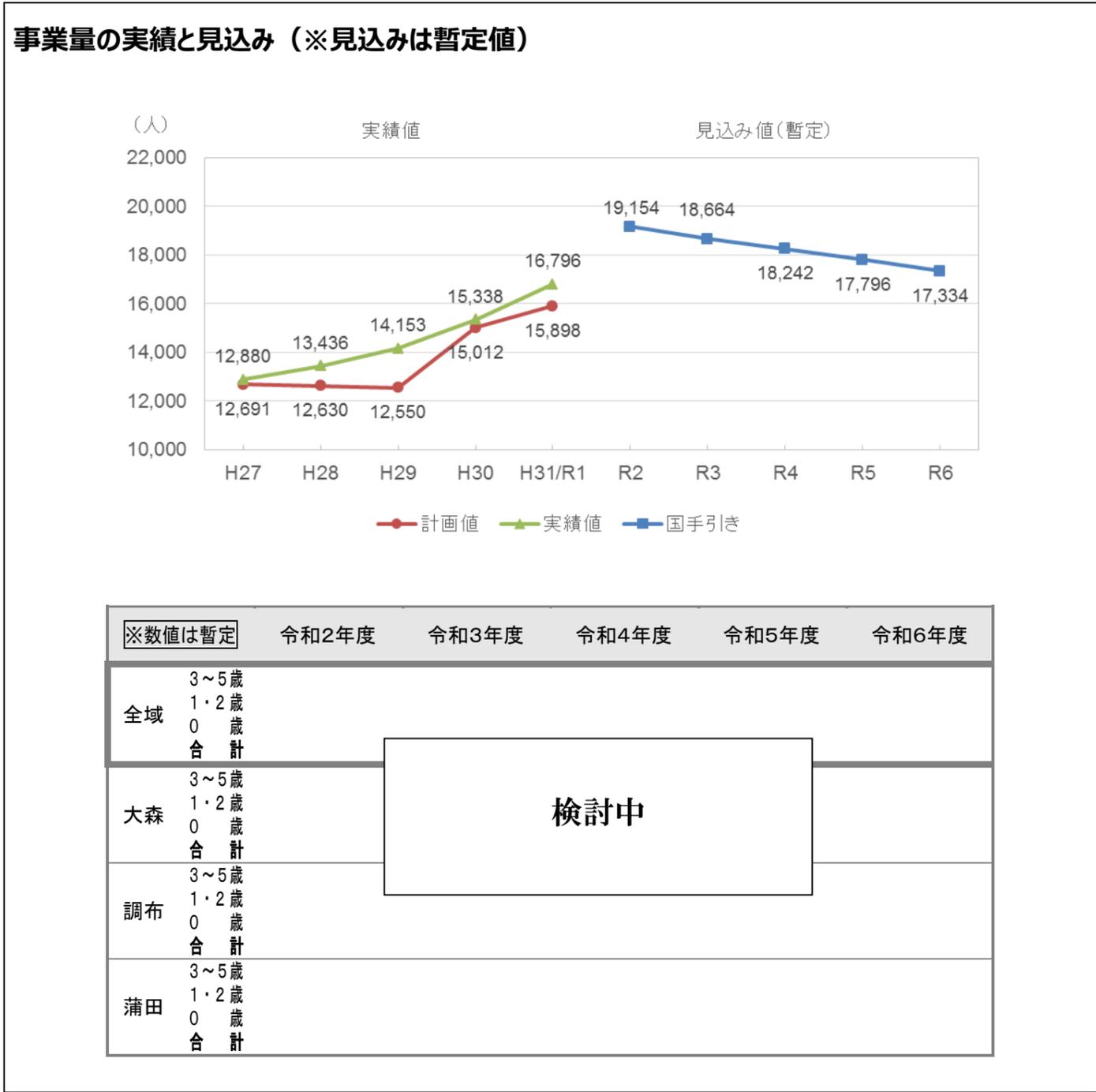
区内の妊娠届時の就労状況や届出時におけるアンケート結果を見ると、就労している妊婦の割合は前年度比約5%増で推移しているとともに、保育所に預けたいと回答している割合は92%に及んでいます。区内の就学前児童数は、平成 27 年 4 月 1 日の 3 万 3172 人から平成 31 年 4 月 1 日は 3 万 3676 人と微増傾向ですが、女性の就業率の上昇を踏まえたニーズ量推計が必要な状況です。

また、欠員が生じるなど保育サービス定員が充足する地域がある一方で、馬込・六郷・入新井地域と今後ファミリー向けマンションが計画されている大森駅周辺や鵜の木、六郷、糎谷地域では申請者数が増加しており、地域ごとにニーズが異なってきたりしている現状があります。

さらには、本年 10 月より幼児教育・保育の無償化が予定されており、このことが来年度以降の保育サービス利用に影響を与えることが想定され、現時点でのニーズ量推計は、見送ることとしました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



**確保方策**

※検討中です

<b>事業名</b>	<b>3 時間外保育事業</b>
------------	------------------

**事業の概要**

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所等で、通常の保育時間(11 時間)を超えて延長保育を実施する事業です。

月単位で利用する「月極延長保育」と1日単位で利用できる「スポット延長保育」の2種類があります。

**現状分析**

平成 30 年度実施のアンケート調査によると、平日に定期的に利用している教育・保育の事業の利用終了時間は「19 時台」の割合が 5.5%、「20 時台」が 0.4%であり、平成 25 年度調査と比較するとそれぞれ減少しております。(H25:「19 時台」8.0% 「20 時台」0.6%)

また、希望をみると、「19 時台」の割合が 7.3%、「20 時台」が 1.6%であり、平成 25 年度調査と比較するとこちらもそれぞれ減少しております。(H25:「19 時台」11.3% 「20 時台」2.9%)

**ニーズ量推計の考え方**

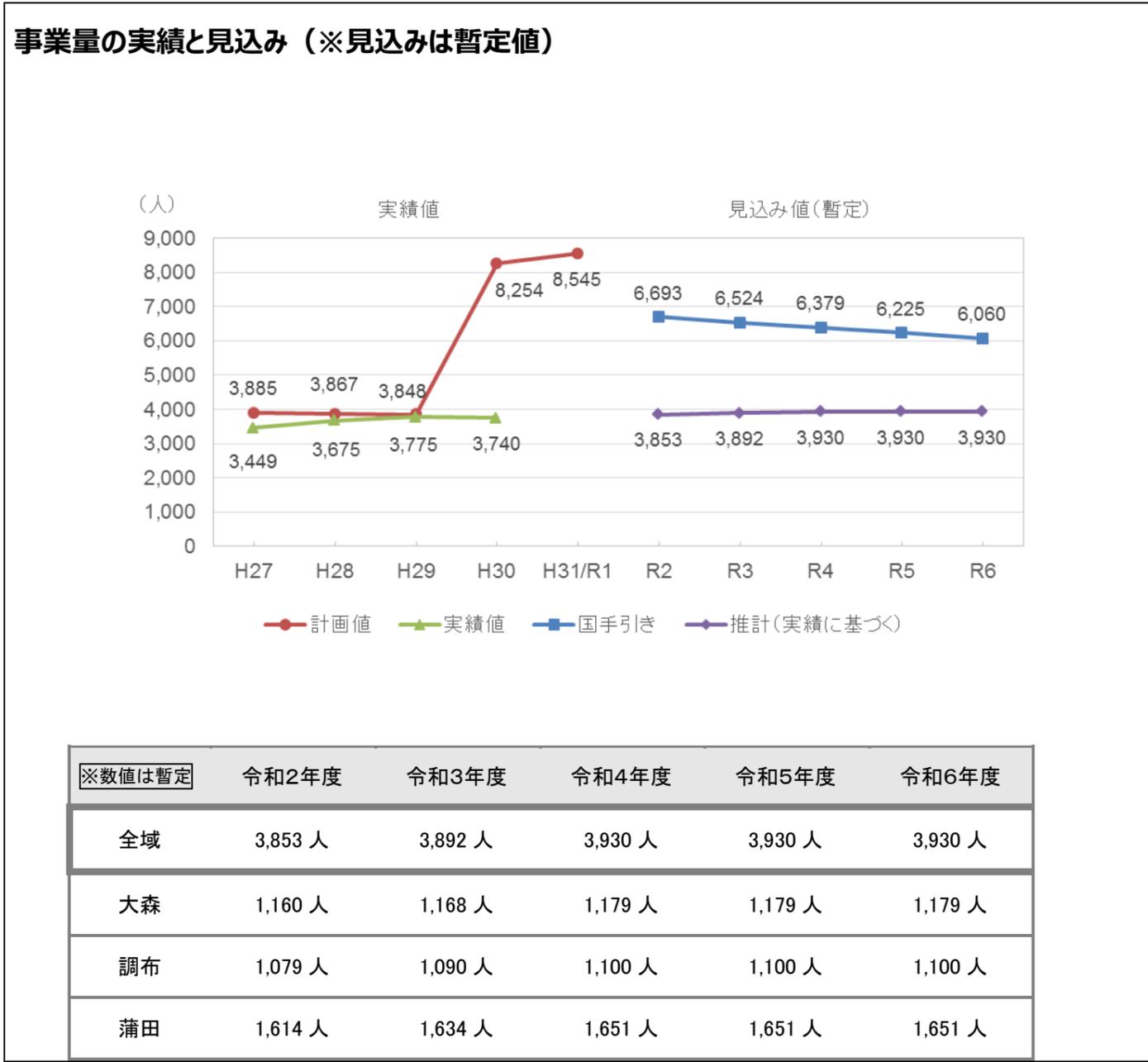
現行計画ではニーズ量単位を月極延長保育のみ的人数で推計していますが、1日単位で利用できる「スポット延長保育」の利用者数が増加し、必要性が高まっていることから、次期計画では、時間外保育事業に「1月あたりのスポット延長保育利用人数」を加えます。

また、月極め延長保育については、定員に月数を乗じた延べ受入れ可能人数をニーズ量としていましたが、実績との乖離が大きいため、過去の実績に基づく推計値に改めます。

5年間の実績をみると、必ずしも保育所整備数と比例して増加しておらず、ほぼ横ばいに推移しています。育児時間等の社会的定着やスマートワーク等の働き方改革の推進に伴い、時間外保育の需要が必ずしも増加していないことが推測されます。これらの実績や社会情勢を踏まえ、今後もこの傾向は続くと考えられ、区全域としては概ね横ばいになると推計しました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



※数値は暫定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全域	3,853 人	3,892 人	3,930 人	3,930 人	3,930 人
大森	1,160 人	1,168 人	1,179 人	1,179 人	1,179 人
調布	1,079 人	1,090 人	1,100 人	1,100 人	1,100 人
蒲田	1,614 人	1,634 人	1,651 人	1,651 人	1,651 人

**確保方策**

※検討中です

**事業名** 4 放課後児童健全育成事業（学童保育）

**事業の概要**

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

平成31年4月現在、小学校1年生～6年生児童の学童保育事業を89か所で実施しています。（児童館・こどもの家・フレンドリー・おおたっ子ひろば、放課後ひろば他）

【利用形態】

- ・通常利用：小学校1～6年生を対象に4月から3月まで
- ・夏休み利用：夏休みだけの利用
- ・一時利用：個々の状況により、1日単位の利用

**現状分析**

平成30年度実施のアンケート調査によると、就学前児童保護者が回答した、放課後の時間にごさせたい場所について、低学年（1～3年生）のうち、「学童保育」の割合が54.6%と最も高く、次いで「習い事」の割合が52.8%、「自宅」の割合が43.4%となっています。平成25年度調査と比較すると、「学童保育」の割合が増加しています。（H25：47.0%）

一方、高学年（4～6年生）は、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が72.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が54.1%、「学校のクラブ活動」の割合が35.1%となっています。「学童保育」は33.6%となっていますが、平成25年度調査と比較すると割合が増加しています。（H25：27.5%）

1年間の利用登録者数の推移をみると、年度当初の4月をピークに徐々に減少していく傾向にあります。これは、児童が学校生活に慣れることで、放課後の時間を過ごす場所が習い事など学校や学童以外の場所にシフトする傾向があることが主な要因の一つとして考えられます。

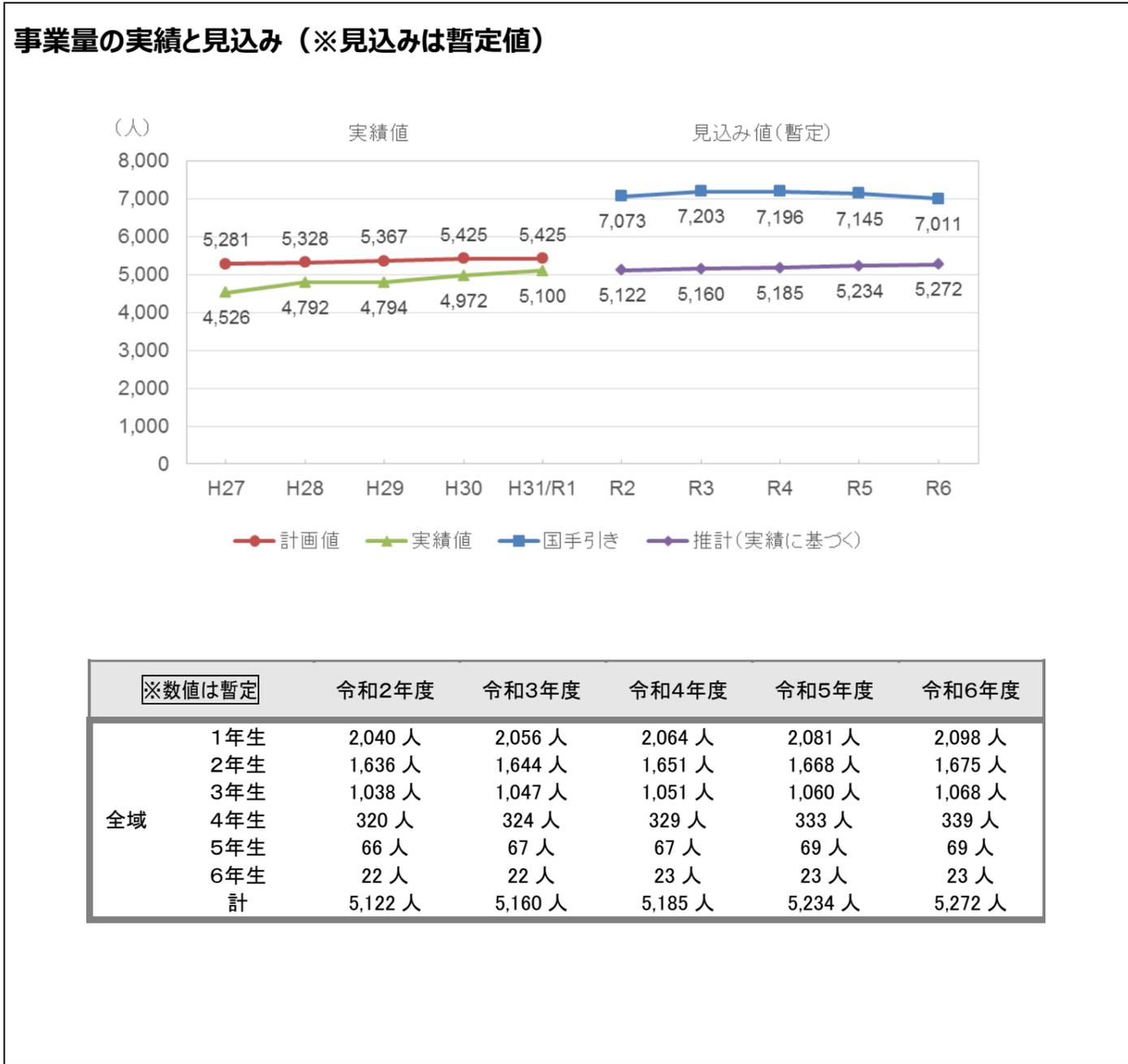
**ニーズ量推計の考え方**

現行計画では「低学年」と「高学年」に分けて算定していますが、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（H31.4.23改訂版）」に基づき、次期計画から「学年ごと」に算定します。

各小学校の今後の予測児童数をみると、学校にもよりますが、全体としてわずかに増加傾向に推移しています。各学童保育施設の利用状況については、低学年の利用が多く占め、施設によって入所保留児が生じているところがあります。これらのデータを基に算出した結果、全体としてはやや微増傾向になり、学年別にみると1年生から3年生の低学年の需要が増加傾向になると推計しました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



**確保方策**

※検討中です

<b>事業名</b>	<b>5 子育て短期支援事業</b>
------------	--------------------

**事業の概要**

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行っています。

○宿泊型一時保育サービス（ショートステイ）事業  
保護者が、入院、看護、出張等の社会的な事由によって家庭における児童の養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において児童を預かっています。（原則として7日以内）

○夜間一時保育サービス等（トワイライトステイ・休日デイサービス）事業  
保護者が仕事等の事由により、平日の夜間又は日曜・祝日に児童の養育をすることが困難となった場合等に、児童福祉施設で児童を預かっています。

**現状分析**

ショートステイ事業は、仕事等の理由で利用する割合が全体の41.9%を占め、次いで、育児疲れや育児不安等の理由で利用する割合が39.1%となっています（平成30年度実績）。

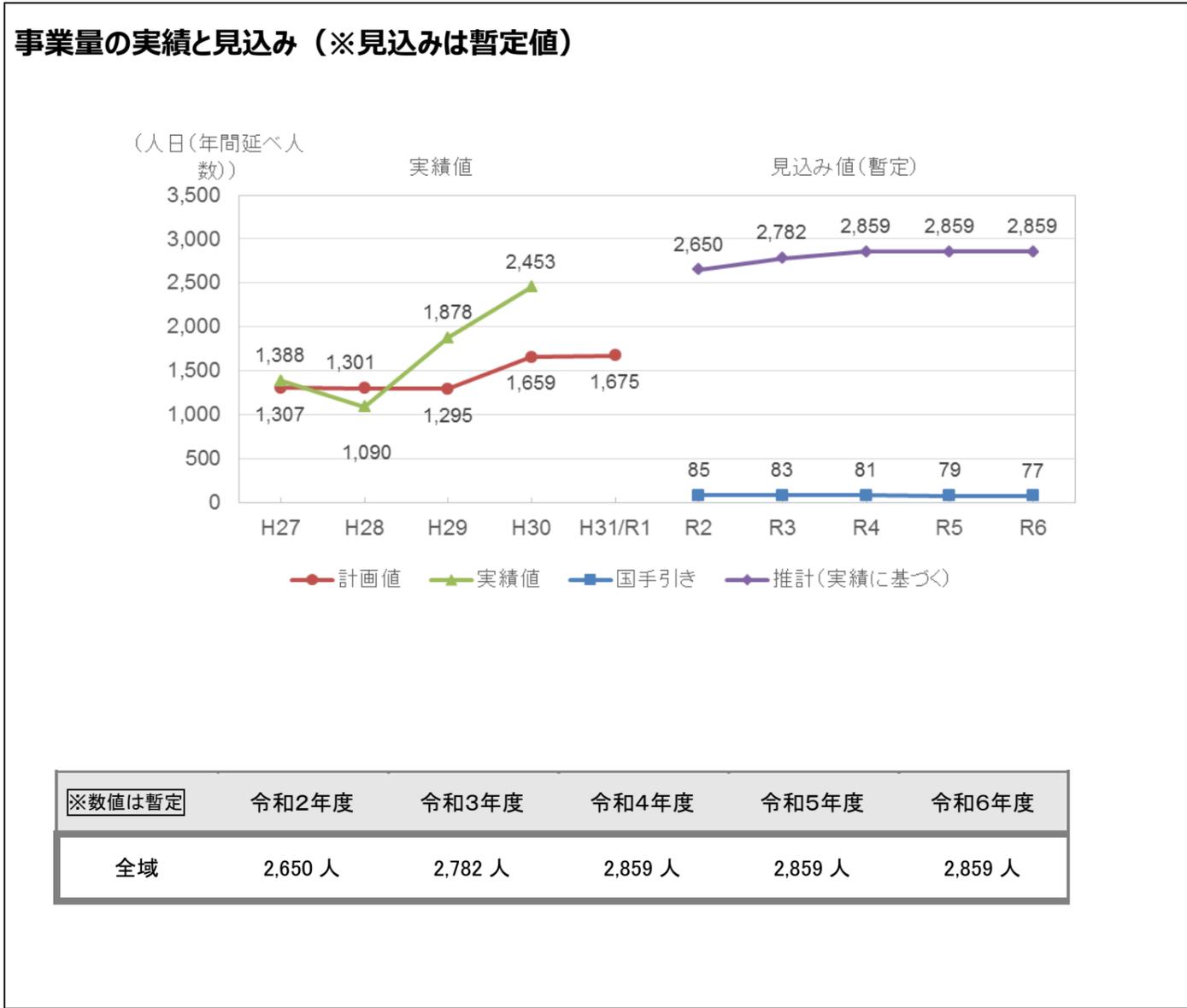
トワイライトステイ・休日デイサービス事業は、仕事等の理由で利用する割合が全体の89.6%を占めています（平成30年度実績）。

**ニーズ量推計の考え方**

29年度から30年度にかけて積極的に事業PRを行ったことにより、大幅に利用実績が増加しました。今年度4月から7月の利用実績は882人で30年度並みに推移しており、事業の認知が定着してきていると考えられることから、今後のニーズ量はほぼ横ばいに推移すると推計しました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



**確保方策**

※検討中です

**事業名** 6 地域子育て支援拠点事業

**事業の概要**

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言を行うなど、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に過ごせる場を提供しています。

区では、地域子育て支援拠点事業として、児童館、子ども家庭支援センター、子育てひろばがそれぞれ乳幼児からその保護者等までを対象とした事業を展開しています。

**現状分析**

平成 30 年度実施のアンケート調査によると、地域子育て支援拠点事業の利用状況について「利用している」と回答した人は 26.8%となっており、平成 25 年度調査と比較すると利用している割合は増加しています（H25：25.0%）

また、年齢が低くなるにつれて、「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が多くなっており、低年齢児保護者の希望が強いことが伺えます。

**ニーズ量推計の考え方**

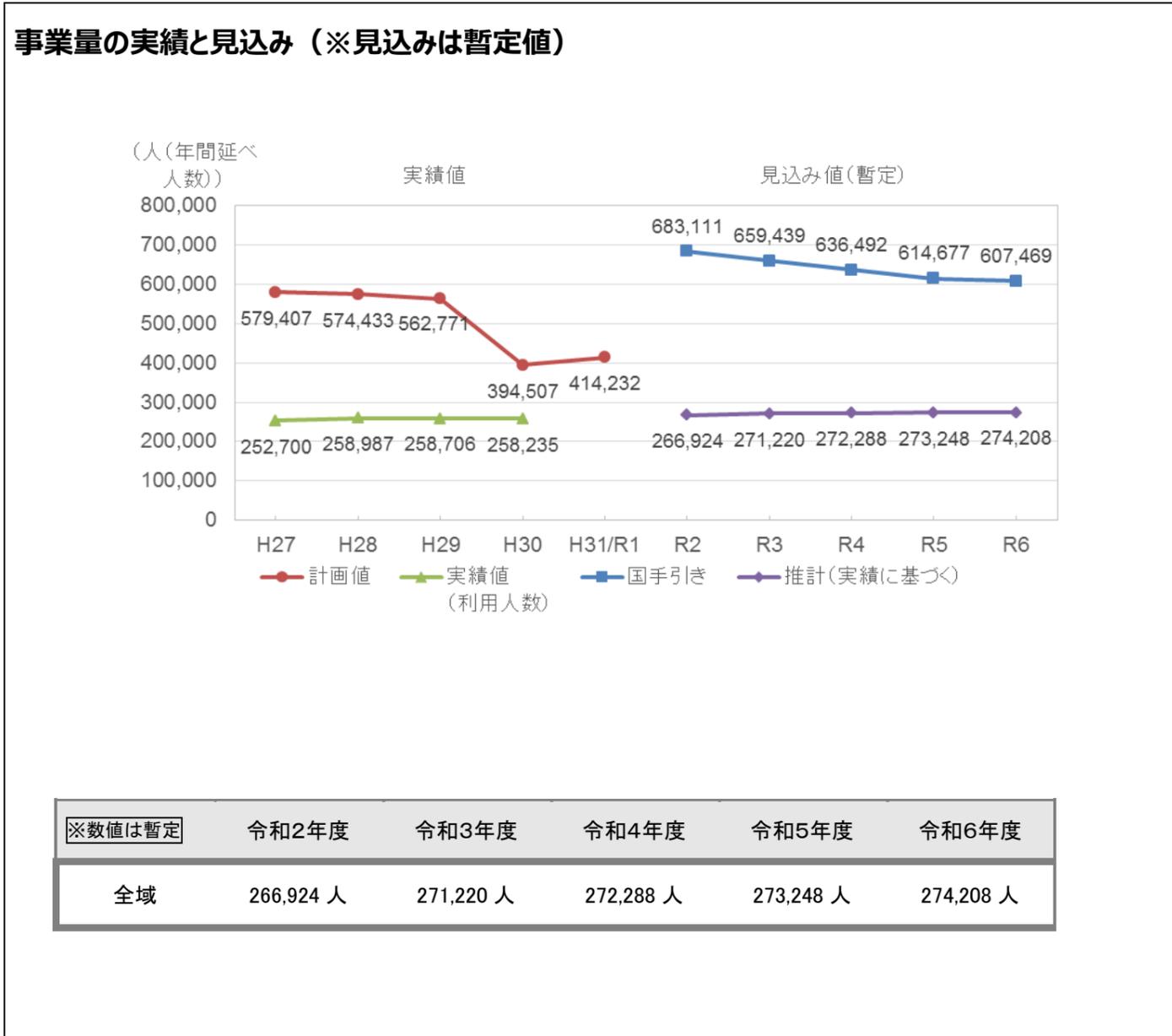
現行計画では、ニーズ量単位を「子育てに係る相談を行う全ての窓口」を対象として算定しており、保健所や幼児教育センター等も推計に含めていました。次期計画からは、子ども・子育て支援法上の法定事業として、厚生労働省が定める「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に基づき実施している施設（児童館、子ども家庭支援センター、子育てひろば（保育所併設））に限定して算定します。

児童館における乳幼児親子事業の展開や、保育所併設の子育てひろばの新規開設などにより、当事業の利用者数は堅調に増加あるいは横ばいに推移しています。

今後も、計画期間中の子育てひろばの新規開設（予定）や、事業の認知度向上などにより、利用者数は増加傾向であると推計しました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



**確保方策**

※検討中です

<b>事業名</b>	<b>7 幼稚園における一時預かり事業</b>
------------	-------------------------

**事業の概要**

私立幼稚園において、就労等による保護者の保育ニーズに応えるため、通常の見園時間を延長して預かる事業です。

平成31年4月現在、就労による定期的な利用と、通院、学校行事、不規則の就労の際等による一時的な利用があり、区内46園で実施しています。

**現状分析**

平成30年度実施のアンケート調査によると、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で不定期に利用している事業について、「幼稚園の預かり保育」の利用は10.3%となっており、平成25年度調査結果の12.6%と比較すると利用している割合は低下しています。

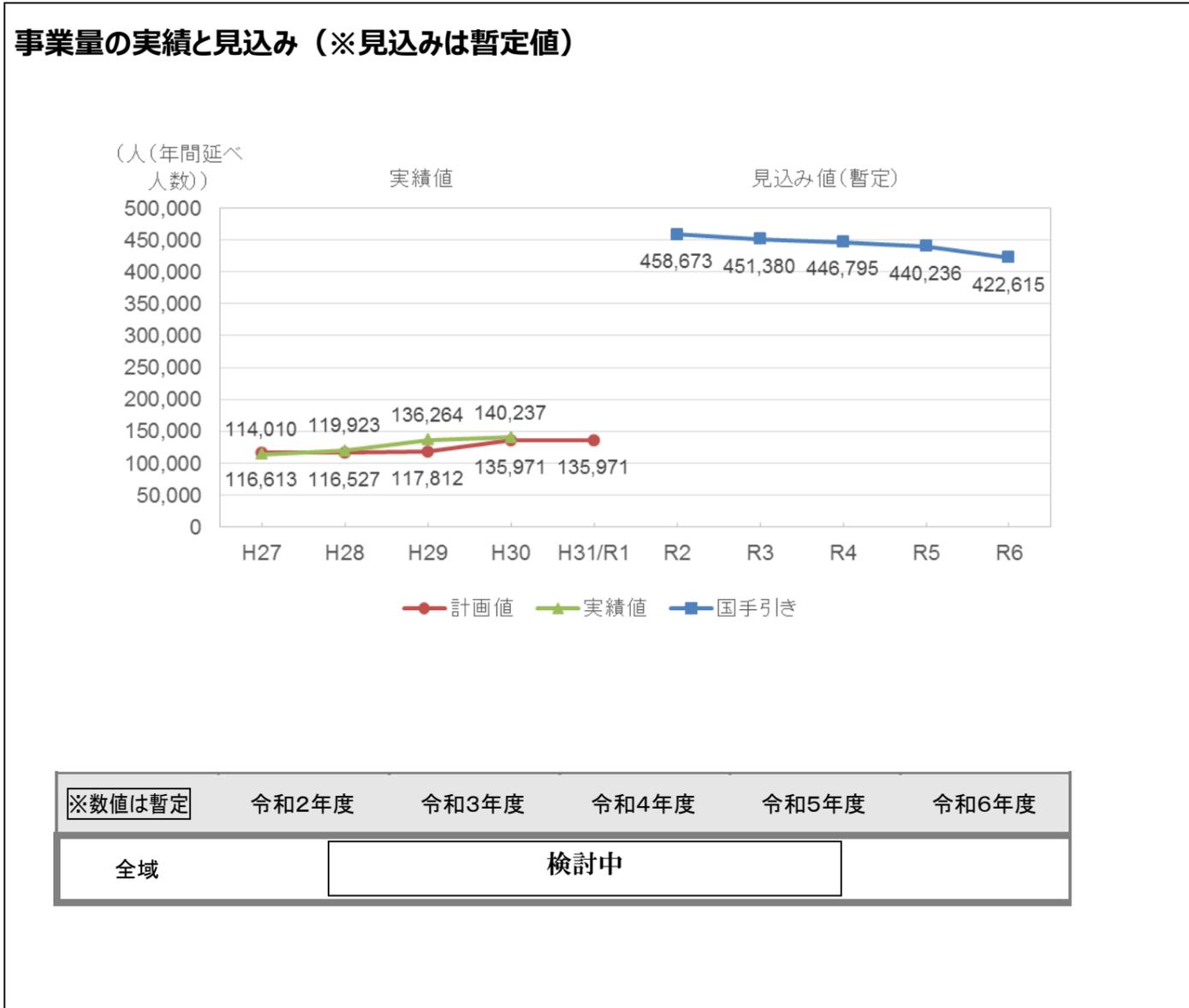
**ニーズ量推計の考え方**

幼稚園の利用人数は減少傾向にあるものの、一時預かり事業の利用人数は増加傾向を示しています。預かりニーズは今後も一定の水準を維持するものと見込まれます。

しかし、本年10月より幼児教育・保育の無償化が予定されており、このことが来年度以降の幼稚園における一時預かり事業の利用に影響を与えることが想定され、現時点でのニーズ量推計は、見送ることとしました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



**確保方策**

※検討中です

**事業名** 8 保育所等における一時預かり事業

**事業の概要**

○一時預かり事業  
保護者の用事やリフレッシュ等のためなど、理由・目的を問わずに一時的に預かる制度です。

○緊急（一時）保育  
保護者の死亡、病気、出産等の理由により、昼間保育する人がいないため、緊急に保育が必要なお子さんを、認可保育所や区が契約する緊急保育室（認証保育所）で一時的に預かる制度です。

○定期利用保育  
保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることができる制度です。

**現状分析**

平成 30 年度実施のアンケート調査によると、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用している事業について、「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」の利用は 6.2%となっており、平成 25 年度調査と比較すると利用している割合は増加しています。（H25：5.5%）

**ニーズ量推計の考え方**

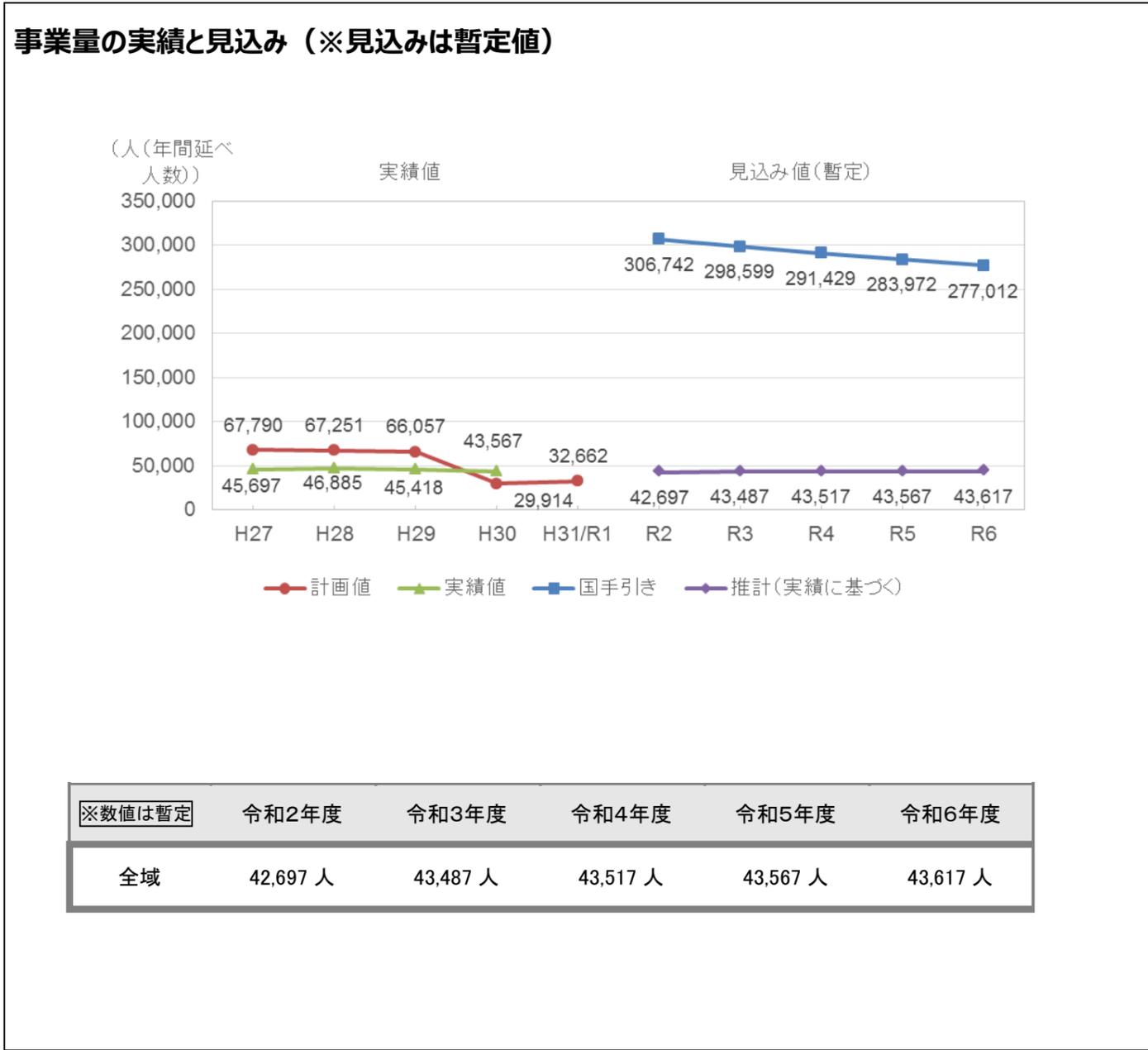
平成 30 年度に行ったアンケート調査の自由意見において、一時預かりの利用を希望する意見が多くみられたため、理由・目的を問わない一時預かり事業に対するニーズは増加すると推測されます。

一方、定期利用保育においては、認可保育所の通常保育の定員拡充に伴い、定期利用保育に預ける家庭の割合が若干の減少傾向に転じており、今後もこの傾向で推移すると推測されます。

これらのことから総合的に勘案し、事業全体のニーズ量については今後も継続して概ね横ばい傾向で推移すると推計しました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



※数値は暫定	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全域	42,697 人	43,487 人	43,517 人	43,567 人	43,617 人

**確保方策**

※検討中です

<b>事業名</b>	<b>9 病児・病後児保育事業</b>
------------	---------------------

**事業の概要**

病気回復期にある児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両方を支援することを目的としています。

医療機関併設保育施設及び保育併設の専用スペースで実施しており、区内で9か所（定員70人）あります。

**現状分析**

平成30年度実施のアンケート調査によると、この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるかについては、「あった」の割合が79.1%となっています。その対処方法として「病児・病後児の保育を利用した」と回答した人は8.5%となっております。

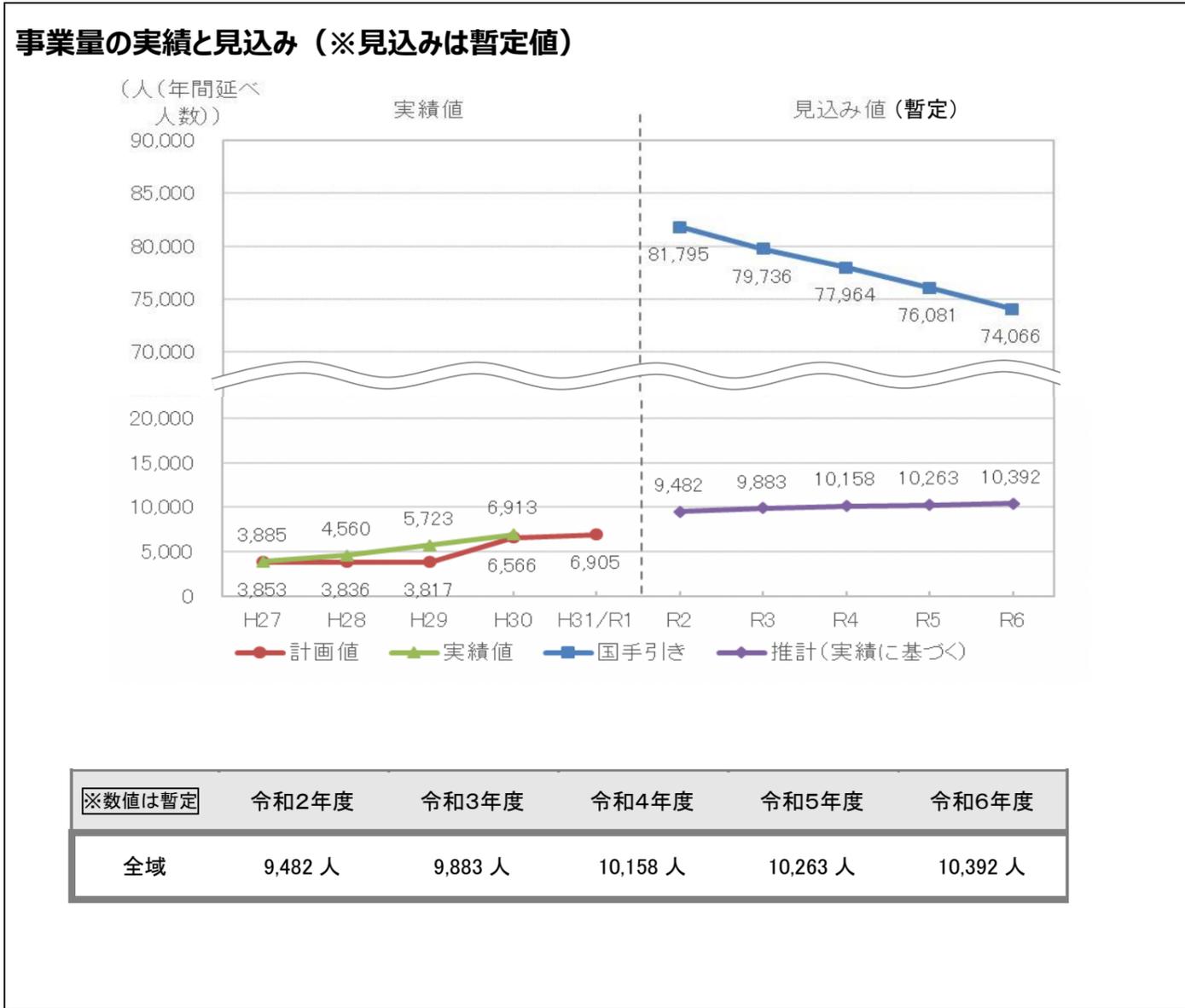
また、「母親が休んだ」（72.4%）「父親が休んだ」（41.6%）と回答した人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した人は46.8%となっています。母親の就労状況別でみると、フルタイムでの就労（産休・育休・介護休業中ではない／産休・育休・介護休業中であるとともに）で利用したいと回答した人が半数を超えています。

**ニーズ量推計の考え方**

過去の実績をみると、保育サービス定員の増加に伴い年々利用人数は増加しています。今後も保育需要の増加に伴いこの傾向は続くと考えられ、ニーズ量は増加傾向で推移すると推計しました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



**確保方策**

※検討中です

<b>事業名</b>	<b>10 ファミリー・サポート・センター事業</b>
------------	-----------------------------

**事業の概要**

育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援する事業です。保育園や幼稚園、学童保育のお迎えや帰宅後の預かりが主な活動内容となっています。

**現状分析**

平成 30 年度実施のアンケート調査によると、就学前児童の保護者が「定期的な教育・保育の事業」を利用している事業のうち、「ファミリー・サポート・センター」と回答した割合は 1.2% であり、平成 25 年度調査と比較するとわずかに増加しています。(H25：0.5%)

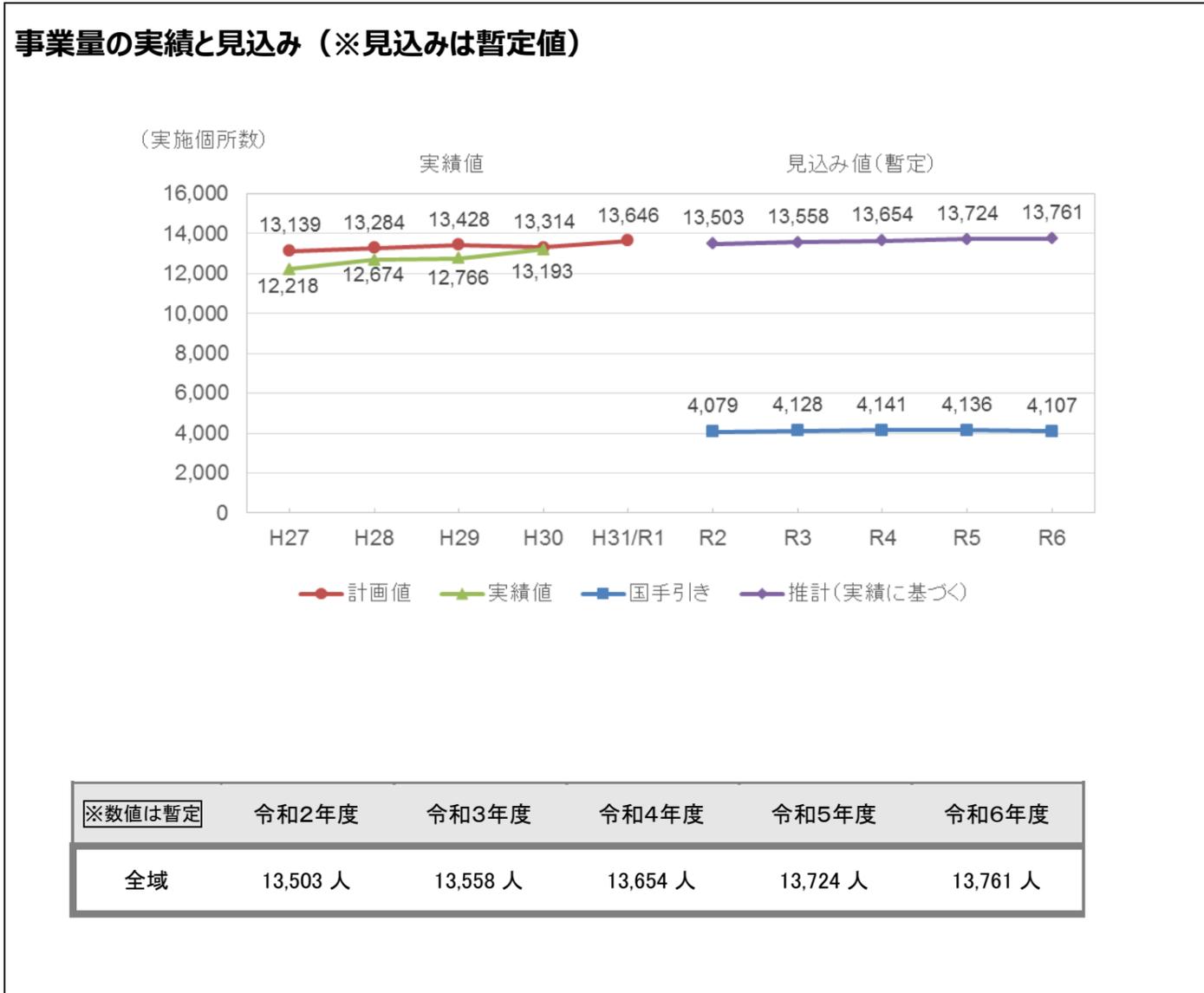
小学校就学後に放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、「ファミリー・サポート・センター」と答えた割合は、小学校低学年のうちは 1.9%、小学校高学年のうちは 1.4%と、平成 25 年度調査と比較するとそれぞれわずかに増加しています。(H25：低学年 1.6% 高学年 1.0%)

**ニーズ量推計の考え方**

利用会員登録説明会の定期的な開催（平成 30 年度：80 回開催）等による事業周知の定着や、利用者割合及び利用希望割合の微増という上記アンケート結果を踏まえ、今後のニーズ量はわずかな増加傾向で推移すると推計しました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



**確保方策**

※検討中です

<b>事業名</b>	<b>11 利用者支援事業</b>
------------	-------------------

**事業の概要**

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

特定型として、区役所本庁舎に保育サービスアドバイザーを設置し、教育・保育施設や子育て支援制度を説明し、個別ニーズに寄り添った相談・案内・助言を行っています。

母子保健型として、区役所本庁舎の健康づくり課、各地域庁舎の地域健康課において、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行っています。

**現状分析**

**【特定型】**  
 保育サービスアドバイザーは、本庁舎窓口に加えて各地域での出張相談や夜間相談を展開しており、相談件数は増加傾向にあります。また、夜間相談や出張相談に関しては、開催日や地域によって利用状況に差があります。

**【母子保健型】**  
 妊娠から出産、子育て期への切れ目ない支援として、妊娠から専門職（助産師、保健師）が継続して支援を行っています。平成28年度には健康づくり課において妊婦面接を開始し、平成29年度の妊婦面接実施率は72.3%でした。近年の傾向としては、「赤ちゃんが生まれるまで子どもの世話をしたことがない」など生活に関する経験が少ないまま子育てをせざるを得ないため、ひとつひとつ丁寧に時間をかけた指導が必要となっています。安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母子のサポート体制を充実させています。

※現行計画では特定型の「保育サービスアドバイザー」のみを確保方策として位置づけていますが、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（H31.4.23改訂版）」に基づき、次期計画からは「母子保健型」についても計画に位置付けます。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です

**事業実績（参考）**

**【保育サービスアドバイザー（特定型）相談実績】**

相談受付場所	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
本庁窓口	5,528件	4,978件	5,790件	6,071件
出張相談	335件	458件	579件	720件
電話	1,153件	1,097件	1,708件	1,985件
合計	7,036件	6,533件	8,077件	8,776件

**【健康づくり課・地域健康課（母子保健型）相談実績】**

相談受付場所	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
健康づくり課	134件	2,617件	2,841件	2,808件
大森地域健康課	2,372件	2,985件	3,476件	2,665件
調布地域健康課	2,020件	2,635件	2,609件	2,295件
蒲田地域健康課	1,994件	2,787件	2,649件	2,233件
糀谷羽田地域健康課	1,127件	1,363件	1,606件	1,546件
合計	7,647件	12,387件	13,181件	11,547件

**確保方策**

※検討中です

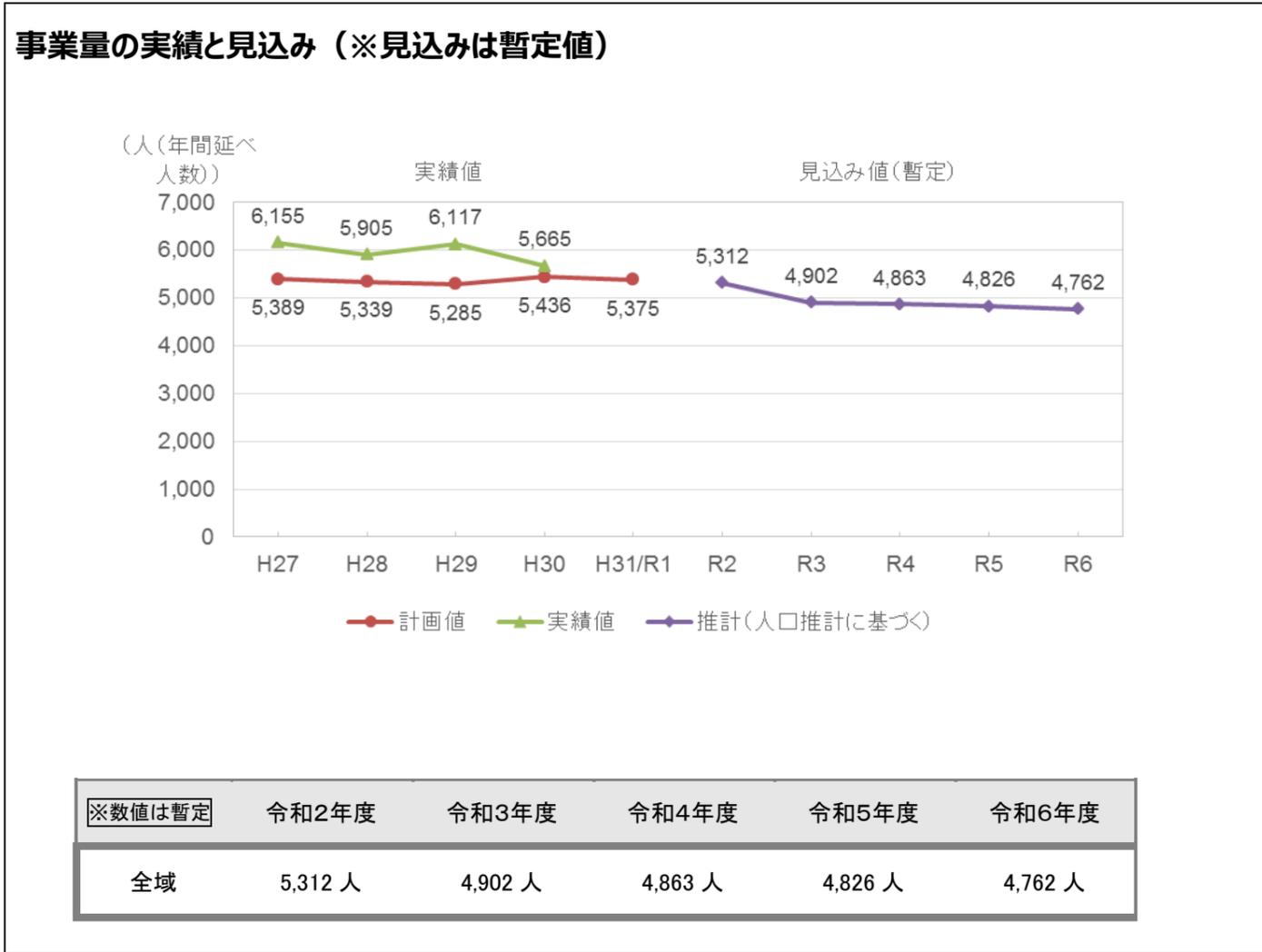
<b>事業名</b>	<b>12 妊婦健康診査</b>
------------	------------------

**事業の概要**

妊婦が安心して健全な出産ができるように妊娠期間中に医療機関に委託して検診を行います。  
 受診票の使用できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで助成を行う「里帰り等妊婦健康診査費用助成」を実施しています。

**ニーズ量推計の考え方**

本事業は対象者全員に対して行うことを目的とした事業です。  
 次期計画期間中の0歳児の人口推計に基づき、ニーズ量は減少傾向になると推計しました。



**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



**確保方策**

※検討中です

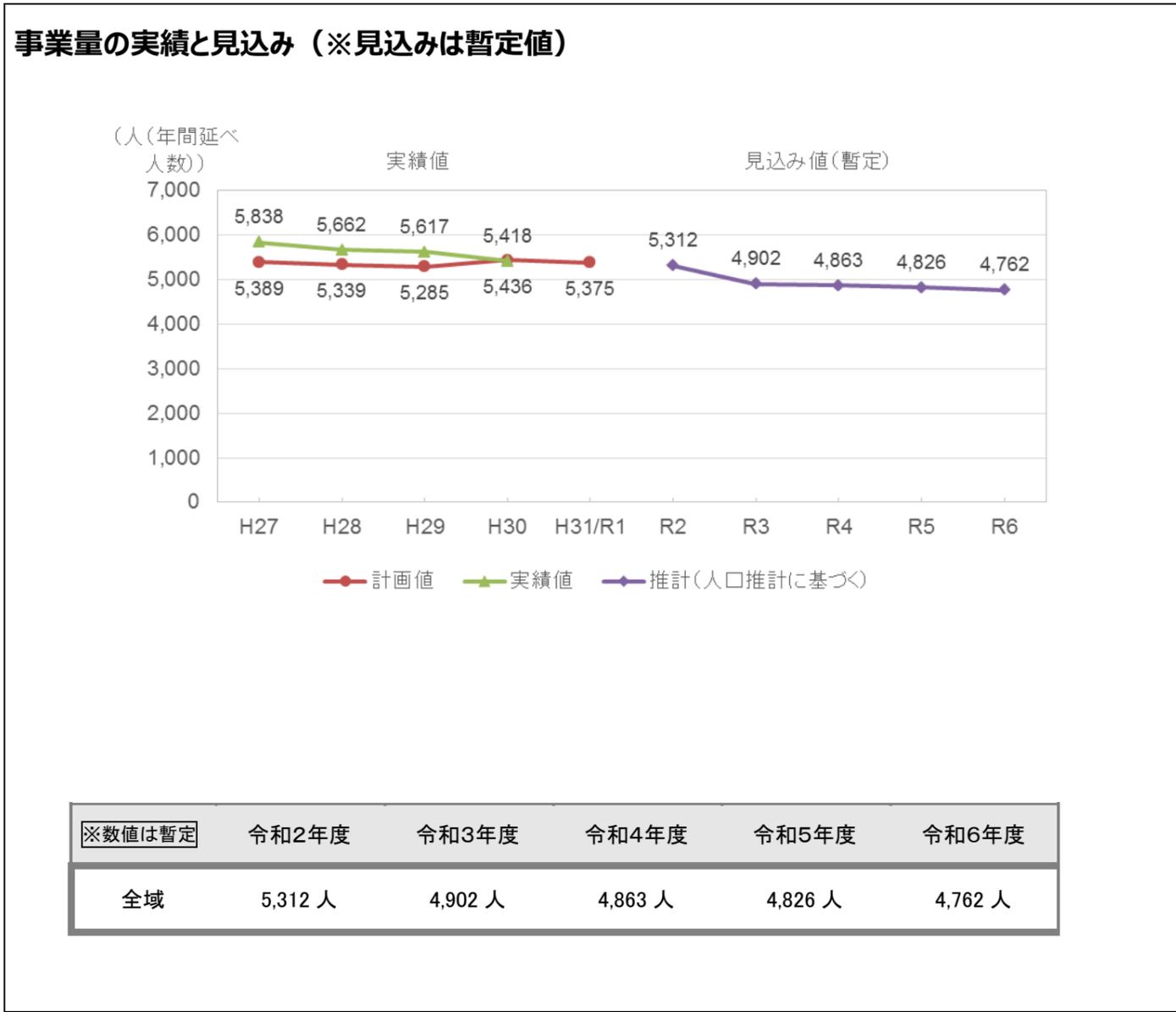
<b>事業名</b>	<b>13 乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）</b>
------------	------------------------------------

**事業の概要**

乳児とその産婦の心身の状況や養育環境を確認するとともに、子育て情報の提供や相談支援を行うために、地域健康課の保健師及び委託の助産師が生後4か月までの乳児がいる家庭へ訪問し指導を行います。

**ニーズ量推計の考え方**

本事業は対象者全員に対して行うことを目的とした事業です。  
次期計画期間中の0歳児の人口推計に基づき、ニーズ量は減少傾向になると推計しました。



**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



**確保方策**

※検討中です

<b>事業名</b>	<b>14 養育支援訪問事業</b>
------------	--------------------

**事業の概要**

児童福祉法第6条の3第5項に基づき、平成18年から実施している事業です。

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅において、養育に関する相談、指導助言その他必要な助産師派遣による育児指導、家事・育児ヘルパー派遣による支援等を行い、児童虐待を未然に防止します。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

保護者が乳幼児の養育に対し家庭内では支援を求めることが困難な状況にある場合、保健師などと連携して助産師やヘルパーを派遣することで乳幼児を養育する方の負担を軽減しています。

**現状分析**

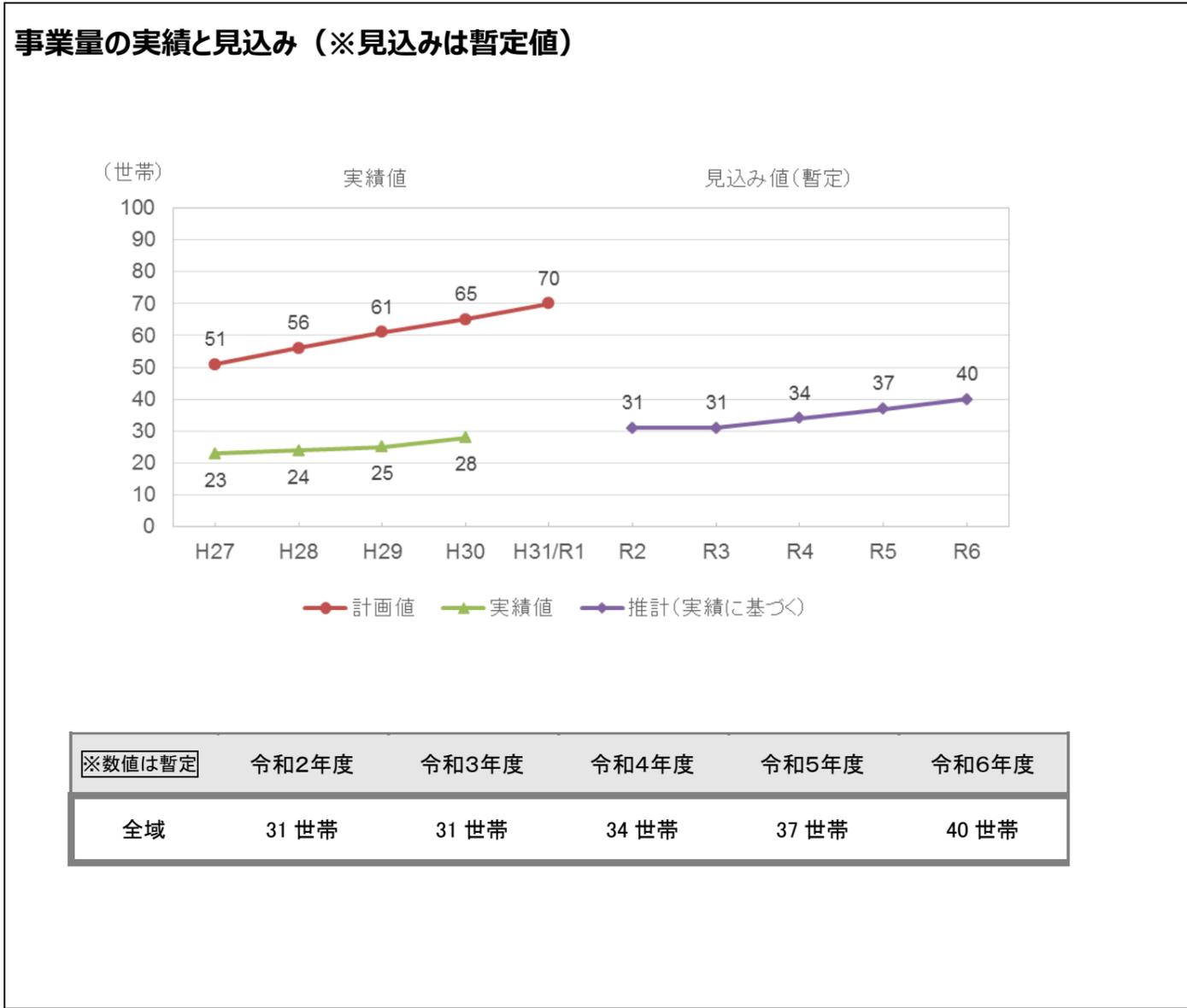
支援内容別の実施件数は30年度実績の28世帯のうち、育児ヘルパー・サポーターの利用が20世帯となっており、低年齢の児童のいる家庭ほどニーズが高く、今後も同傾向が続くと想定されます。

**ニーズ量推計の考え方**

現行計画値（H27～R1）は、策定前年度までの訪問世帯数推移（H21：22件⇒H25：48件）を基に推計しましたが、その後の訪問実績は25件前後に推移しております。児童虐待相談件数は年々増加傾向、また、昨今の児童虐待等の対策に関する関心の高まりといった社会情勢も踏まえ、今後は訪問世帯数が増加傾向で推移すると推計しました。

**確保にあたっての課題・確保方策の方向性**

※検討中です



**確保方策**

※検討中です